

## 飲食店等の工事に関する水準書

### (1) 共通事項

- ①高槻城公園北エリア内にカフェ・レストラン（飲食店）・売店（以下、「飲食店等」という。）を出店する事業者は、各業務の進捗状況に応じ、本市に対して定期的に報告を行い、必要に応じて説明を行うとともに、確認を受けてください。
- ②市は、事業者に設計・工事の状況について①の報告以外に任意に確認できるものとし、事業者は市による状況の確認に協力してください。
- ③市による確認において、市から指摘された内容については、協議の上、適宜、設計・工事に反映してください。
- ④高槻城公園整備工事と作業が重複する期間は、施工者と連携・調整を行ってください。
- ⑤市が議会や地域等（近隣住民も含む）に向けて本事業に関する説明を行う場合等、市の要請に応じて事業者説明用資料の作成や提供を行っていただきます。

### (2) 技術者の配置

飲食店等の設計、工事及び工事監理について、それぞれの業務期間において、工事責任者を配置するとともに、建築基準法や建設業法など法令上必要な技術者等を適切に配置し、適切な品質を確保できる業務実施体制を構築することとし、工事期間中の業務実施体制について本市から是正を求めた場合は、事業者はこれに従うこととします。

本事業の着手前（準備工事開始の1か月前）には、次に掲げる設計、工事及び工事監理に関する技術者等による業務実施体制及び工程表を本市に提出、内容について承認を得てください。

#### ①工事に係る工事責任者

飲食店等の工事について、工事責任者を配置し、工事現場の運営・監理、公園整備工事との調整を行ってください。

#### ②建築物の設計及び工事監理に係る有資格技術者

建築物の設計及び工事監理については、法令上必要な資格が定められている場合は、当該有資格技術者を配置してください。

### (3) 工事の着手

事業者は、工事（準備工事を含む）の着手前（準備工事開始の1か月前）に、市の開発に係る各担当部署との事前協議を済ませたうえで、施工計画書、工程表、施工体制台帳等を市に提出し、内容について承認を得てください。

### (4) 近隣調整

- ①着工に先立ち、必要に応じて近隣住民等に工事内容を周知してください。

- ②着工に先立ち、騒音、振動、交通渋滞等の近隣の生活環境を与える影響を考慮のうえ必要な調査を十分に実施し、状況に合わせ近隣対応を実施してください。また、工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫を行ってください。
- ③工事中は周辺からの苦情などが発生しないよう十分注意するとともに、万一、苦情などが発生した場合には、市に報告するとともに事業者を窓口として、適切に対応してください。
- ④近隣の建物、道路及び公共施設等に損害を与えないよう十分留意し、必要に応じて家屋調査を実施してください。万一、工事中に汚損、破損させた場合には、市に報告するとともに事業者の負担において補修等を行ってください。
- ⑤事業者が近隣住民等に対する工事関係の事前説明を行う場合は、本市に事前に承諾を得てください。また、説明終了後に説明内容について報告してください。
- ⑥近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を本市に報告してください。

#### **(5) 作業日・作業時間**

工事の作業日・作業時間については、次に示す考え方を目安としますが、工事着手前に市と確認・調整を行い、対応を決定するものとします。

- ①作業時間は、おおむね午前8時から午後5時までを基本とし、準備作業や片付けも含むものとします。
- ②大きな騒音・振動を伴う作業は、午前9時から午後5時までとし、事前に近隣へ周知・連絡するなど十分配慮して行ってください。
- ③原則、日曜、土曜、祝日、年末年始（6日）を作業可能日から控除します。やむを得ず作業を行う場合は市の承諾を得てください。なお、休日作業に当たっては、市と協議の上、極力音の出る作業を行わないこととし、事前に近隣へ周知・連絡するなど十分配慮してください。

#### **(6) 工事状況の確認等**

工事状況について、市の求めに応じて実施する説明、立会いには真摯に対応してください。

#### **(7) 工事車両の通行に係る安全管理**

- ①工事車両計画は、工事の各段階において、近隣地域等の安全を十分に確保した計画としてください。
- ②工事出入口や工事車両の運行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者や交通管理者等の打ち合わせを行い、適切な交通誘導員の配置、案内看板の設置、道路の清掃など十分に配慮してください。

③交通誘導員は少なくとも工事用車両出入口ごとに1名配置してください。また主要資材搬入時など、特に工事車両の通行量が増加する場合は、適宜、追加配置し、安全管理を徹底してください。

#### **(8) 工事現場の管理等**

①必要に応じ現場事務所を設置し、作業時間中は現場職員を1名以上常駐させるとともに、作業期間中はいつでも連絡が取れる状態にしてください。なお、公園整備工事区域内に事務所を設置する場合は、関係者と調整を図ったうえで、設置場所を決めてください。

②建設工事を実施する範囲外に建築資材の仮置きや駐車をしないようにするなど安全対策を徹底してください。やむを得ず範囲外に建築資材の仮置きや駐車をする場合は、公園整備工事と調整を図ったうえで、市に報告してください。

③周辺地域の環境に配慮して、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めてください。

④夜間等における不法侵入を防止するなど、工事範囲内の保守管理を行ってください。

⑤段差が生じる部分は摺付け等を行い、安全対策や騒音防止を行ってください。

#### **(9) 工事用電力等**

①工事用電力は原則として事業者電力会社と個別に契約し、外部から引き込んでください。

②工事用通信回線は事業者が通信事業者と個別に契約し、外部から引き込んでください。

③工事用給排水は原則として事業者本市水道部等と個別に契約し、外部から引き込んでください。ただし、それが困難な場合は本市と協議してください。

#### **(10) 工事中の安全確保**

①工事中は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めてください。また、第三者災害の防止対策を事前に十分に検討の上、実施してください。

②第三者災害防止対策として、適切な安全誘導員や警備員の配置、工事作業員の新規入社教育、現場安全パトロールの実施などを徹底し、工事によるトラブルや事故がおきないように努めてください。

③火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講じてください。

④工事中の公園利用者に対する安全確保が不十分と判断される場合、本市は、事業者

に対し是正を求めます。

**(11) 事業者による竣工検査、完成検査及び完成確認**

事業者は、飲食店等に関する全工事の完了に伴い、必要となる関係法令に基づく各種法的検査の完了を含む事業者による竣工検査を実施してください。なお、市が事業者による竣工検査に立ち会うことがあります。

**(12) 工事完成手続き**

竣工検査の後、工事完成を市に書面にて報告するとともに、工事完成に必要な諸手続きを完了してください。